

役員選出学協会規程

（目的）

第1条 この規程は、一般社団法人男女共同参画学協会連絡会（以下「本連絡会」という）の役員選出学協会と役員候補者及び総務委員会に関する事項を定める。

（役員選出学協会）

第2条 次期役員選出学協会候補は、運営委員会において正式加盟学協会会員から選出する。

2 役員選出学協会は総会の決議により選任する。

（役員候補者）

第3条 本連絡会の役員候補者として、運営委員会において次期役員選出学協会候補に会員として所属する個人から理事候補者を3名以上選出する。

（総務委員会）

第4条 本連絡会は運営の実務を担う総務委員会を設置する。

2 連絡会役員は総務委員会委員も兼ねる。

3 総務委員会の構成員は、連絡会役員その他、役員選出学協会が役員選出学協会に会員として所属する個人から数名を選出し、任期最初の運営委員会において報告する。

（任期）

第5条 役員選出学協会及び総務委員会構成員の任期は、総会で承認後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 役員選出学協会は、重任できないものとする。ただし、再任は妨げない。

（改廃）

第6条 この規程の改廃は、運営委員会の決議により行うものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人男女共同参画学協会連絡会としての登記の日から適用する。

附 則

この改正は総会で議決された日（令和4年3月29日）から施行する。

附 則

この改正は運営委員会で議決された日（令和7年8月29日）から施行する。